



栃木県公報

平成28年
9月6日(火)
第2815号

目 次

告 示

- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 829
- 土砂災害警戒区域の指定に関する告示の一部改正..... 829
- 土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示の一部改正..... 830
- 土砂災害警戒区域の指定..... 830
- 土砂災害特別警戒区域の指定..... 830
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定..... 830
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定..... 831
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定..... 831
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定..... 832
- 児童福祉法による指定通所支援の事業の廃止..... 832
- 土地改良区連合定款変更の認可..... 832
- 共同施行等の土地改良事業施行の認可..... 833

選挙管理委員会

- 不在者投票を行うことができる施設の指定..... 833
- 不在者投票を行うことができる施設の名称の変更..... 833

告 示

栃木県告示第四百五十六号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正し、平成二十八年度分の補助金等から適用する。

平成二十八年九月六日

栃木県知事 福田 富一

産業労働観光部の部工業振興課の款地域産業育成等支援事業費補助金の項交付の目的の欄中「後継者の育成等」を「従事者の確保等」に改め、同項交付の対象である事務又は事業の内容の欄中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、同項交付率又は金額の欄を次のように改める。

当該経費の二分の一以内。ただし、三十万円を限度とする。

産業労働観光部の部工業振興課の款地域資源活用支援事業費補助金の項交付率又は金額の欄中「五百万円」を「二百五十万円」に改める。

(工業振興課)

栃木県告示第四百五十七号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成十八年栃木県告示第二百三十三号）により指定した土砂災害警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月六日

栃木県知事 福田 富一

表字都宮市板戸町二〇一〇一三の項を削る。

栃木県告示第四百五十八号

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成十八年栃木県告示第二百三十四号）により指定した土砂災害特別警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月六日

栃木県知事 福田 富一

表宇都宮市板戸町二〇一-I-〇一二の項を削る。

栃木県告示第四百五十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県宇都宮土木事務所及び宇都宮市役所において縦覧に供する。

平成二十八年九月六日

栃木県知事 福田 富一

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宇都宮市板戸町201-I-013	別紙図面のとおり。（図面省略）	急傾斜地の崩壊

栃木県告示第四百六十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県宇都宮土木事務所及び宇都宮市役所において縦覧に供する。

平成二十八年九月六日

栃木県知事 福田 富一

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
宇都宮市板戸町201-I-013	別紙図面のとおり。（図面省略）	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。（図面省略）

（砂防水資源課）

栃木県告示第461号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

平成28年9月6日

栃木県知事 福田 富一

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定の年月日	サービスの種類
		名称	所在地		
0961390036	One-or-Eight 合同会社 代表社員 中村 小織	なすの訪問看護ステーション	那須塩原市緑一丁目8番43号坂本事務所1	平成28年8月1日	訪問看護